

○例1

年末調整において控除しきれない住宅借入金等特別控除がある場合

ア	算出税額	163,700円
イ	住宅借入金等特別控除額	225,000円
ウ	年末調整において控除した税額	163,700円
エ	差引徴収税額	0円

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

年末調整で控除しきれなかったときに記載されます。この場合は、申告が必要です。

申告書②へ

申告書③へ

給料		765,000	4,888,500	2,275,871	0
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
有無	控除の額	その他	特別	985,871	100,000
○		1			50,000
住宅借入金等特別控除可能額		225,000	国民年金保険料等の金額		住宅借入金等特別控除の額
					183,700
給与		5,000	4,888,500	2,275,871	13,700
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額
有無	控除の額	特別	その他	特別	985,871
○			1		100,000
住宅借入金等特別控除可能額			国民年金保険料等の金額		住宅借入金等特別控除の額
					150,000

ご注意
源泉徴収票（原本）の添付が必

○例2

年末調整において住宅借入金等特別控除額のすべてを控除した場合

（この場合申告の提出は必要ありません）

ア	算出税額	163,700円
イ	住宅借入金等特別控除額	150,000円
ウ	年末調整において控除した税額	150,000円
エ	差引徴収税額	13,700円

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

年末調整（国税部分）で満額控除済みのため、申告の必要はありません。

給料		5,000	4,888,500	2,275,871	13,700
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
有無	控除の額	その他	特別	985,871	100,000
○		1			50,000
住宅借入金等特別控除可能額			国民年金保険料等の金額		住宅借入金等特別控除の額
					150,000
給与		5,000	4,888,500	2,275,871	13,700
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額
有無	控除の額	特別	その他	特別	985,871
○			1		100,000
住宅借入金等特別控除可能額			国民年金保険料等の金額		住宅借入金等特別控除の額
					150,000

（本人交付用）

記載例

(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	現住所	安芸太田町大字戸河内784-1	整理番号
	1月1日の住所	同上	電話番号
安芸太田町長様	<small>住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地</small>	同上	0826-28-2114
提出年月日	フリガナ	アキ タロウ	生年月日
年 月 日	氏 名	安 芸 太 郎	明・大 昭・平 41・4・1

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第6項の規定に基づき申告します

1. 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間】

年末調整時に提出される「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の金額を記載。

住宅借入金等の年末残高合計額	新築又は購入	22,500,000	円
	増改築等		円

2. 町民税・県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位:円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額	①	225,000
施平成 平行成 前 十 の八 所 年 所 得 所 得 税 相 当 法 額 等 改 正 法	前年分の給与所得控除後の給与等の金額	4,888,500
	前年分の所得控除の額の合計額	2,275,871
	前年分の所得税の課税総所得金額	2,612,000
	④に対する所得税額相当額	261,200
	租税条約実施特例法における利子・配当	261,200
	⑤ + ⑥	261,200
前年分の所得税額 (税額控除前)	⑧	163,700
控 除 額 の 計 算	①と⑦のいずれか少ない方の金額	225,000
	町民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額 (⑨ - ⑧)	61,300
	町民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑩ × 3/5)	36,780
	県民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑩ × 2/5)	24,520

税源移譲前(平成18年分以前)

④の金額	⑤の金額
1,000円～ 3,299,000円	④ × 0.1
3,300,000円～ 8,999,000円	④ × 0.2-330,000円
9,000,000円～ 17,999,000円	④ × 0.3-1,230,000円
18,000,000円～	④ × 0.37-2,490,000円

税源移譲後(平成19年分以降)

④の金額	⑤の金額
1,000円～ 1,949,000円	④ × 0.05
1,950,000円～ 3,299,000円	④ × 0.1-97,500円
3,300,000円～ 6,949,000円	④ × 0.2-427,500円
6,950,000円～ 8,999,000円	④ × 0.23-636,000円
9,000,000円～ 17,999,000円	④ × 0.33-1,536,000円
18,000,000円～	④ × 0.4-2,796,000円

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配布される各年度分に係る記載要領を参照してください。